

平成十五年文部科学省令第五十二号

独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条规定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日における計画を定めた通則法第三十条第一項中の期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 振興会に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 振興会の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、振興会の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 一 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 振興会の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

自ら評価を 明瞭かにする 報告書		中期目標の期 間における業 務の実績及び 当該実績につ いて自ら評価 を行った結果 を明らかにす る報告書	中期目標の期 間における業 務の実績及び 当該実績につ いて自ら評価 を行った結果 を明らかにす る報告書	当該期間における業務運営の状況	当該業務の実績に係る指標が ある場合には、当該指標及び当該 期間における毎年度の当該指標の 数値	中期目標及び中期計画の実施 状況
状況	口 当該期間における業務運営の状況	ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値	イ 中期目標及び中期計画の実施状況	ロ 当該期間における業務運営の状況	ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値	イ 中期目標及び中期計画の実施状況
状況	イ 中期目標及び中期計画の実施状況	二 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報	一 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由	二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号まで掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について振興会が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。	一 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由	二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号まで掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について振興会が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
状況	ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値	ハ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	ハ 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。	ハ 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。	ハ 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

<p><b>第九条</b> 文部科学大臣は、振興会が業務のため取扱しようとしている償却資産についてその減価償却費を算定する場合においては、当該期間における毎年度の当該指標の実績が通則法第一十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について振興会が評価を行った結果、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>	<p><b>第八条</b> 振興会の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <p>平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十三条の二第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。</p>
<p><b>第六条及び第七条</b> 削除</p> <p>（会計の原則）</p>	<p><b>2</b> 振興会は、前項に規定する報告書を文部科学省に提出したときは、速やかに、当該報告書に記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

に對応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。  
2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。  
**(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)**  
**第九条の二** 文部科学大臣は、振興会が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。  
(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)  
**第九条の三** 文部科学大臣は、振興会が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。  
**(財務諸表)**

八 業績の適正な評価に資する情報  
九 業務の成果及び当該業務に要した資源  
十 予算及び決算の概要  
十一 財務諸表の要約  
十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明  
十三 内部統制の運用状況  
十四 振興会に関する基礎的な情報  
(財務諸表の閲覧期間)  
第十一條 振興会に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。  
(会計監査報告の作成)  
第十一條の二 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。  
2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。  
一 振興会の役員（監事を除く。）及び職員  
二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者  
3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。  
一 会計監査人の監査の方法及びその内容  
二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が振興会の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項  
イ 無限定期正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他的一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、振興会の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な



附 則（平成二十八年四月一日文部科学省  
令第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月一三日文部科学省  
令第四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一から十六まで 略

十七 独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令第十一条及び第十条の二  
附 則（令和四年三月三一日文部科学省  
令第一七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。